焼却灰等の放射能測定結果(平成31年4月分)

1 北清掃工場 (単位: Bq/kg)

試 料 名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム合計
焼却主灰	4月18日	不検出	3 6	3 6
焼却飛灰固化物	4月18日	不検出	7 1	7 1

2 新港清掃工場 (単位: Bq/kg)

試 料 名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム合計
焼却主灰	4月18日	不検出	2 4	2 4
焼却飛灰	4月18日	不検出	9 9	9 9
溶融スラグ	4月18日	不検出	不検出	不検出
溶融飛灰固化物	4月18日	2 5	3 1 0	3 3 5

(参考)

- ・焼却主灰 焼却炉の底から排出される燃えがら
- ・焼却飛灰 焼却炉の排ガスに含まれるばいじんをろ過式集じん器で捕集したもの
- 溶融スラグ

焼却灰及び焼却飛灰を約1,300度以上の高温で溶融し、冷却固化してできるガラス質の物質

・焼却及び溶融飛灰固化物 焼却飛灰及び溶融飛灰を埋立処分するため、薬剤処理及びコンクリート固化したもの

国が示す指定廃棄物の指定基準

≦ 8000 (Bq/kg) ※基準値を超えるものについては、指定廃棄物として国が処理を行う。

(単位: Bq/m³N)

3 新港清掃工場(排ガス)

採取媒体	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137
円筒ろ紙	4月18日	不検出	不検出
ドレン部	4月18日	不検出	不検出

- ※排ガスは採取媒体により、排ガス中のガス状及び粒子状の放射性物質を捕集し、分析しています。
- ※検出下限濃度は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン (平成25年3月第2版)」に基づき設定しています。(ろ紙部、ドレン部ともに2Bq/m³N。)
- ※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限濃度を超えないことを意味します。

国が示す大気中の排ガスに含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

$$\frac{t \times j + 134 \, o 濃度(Bq/m \, 3)}{20(Bq/m \, 3)} + \frac{t \times j + 137 \, o 濃度(Bq/m \, 3)}{30(Bq/m \, 3)} \le 1 (※3か月間の平均濃度)$$

4 新港清掃工場(放流水)

1011 - 11001-	******		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
試 料 名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137
放流水	4月18日	不検出	不検出

※検出下限濃度は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン (平成 25 年 3 月第 2 版)」に基づき設定しています。 $(10\sim 20 \mathrm{Bq/0})$

(単位: Bq/Q)

※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限濃度を超えないことを意味します。

国が示す公共水域中の排水に含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

 $\frac{$ セシウム 134 の濃度(Bq/l)}{60(Bq/l)} + $\frac{$ セシウム 137 の濃度(Bq/l)}{90(Bq/l)} \le 1 (※3か月間の平均濃度)